２　前項の場合において、平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律附則第三項のうち次の表の上欄に掲げる内閣法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第二項及び第三項の改正規定	附則第二項中「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部」を「国際博覧会推進本部」に改める。 附則第三項中「復興庁が廃止されるまでの」を「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部が置かれている」に改める。
附則第三項の次に一項を加える改正規定	復興庁が廃止されるまでの	附則第三項中「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部」を「国際博覧会推進本部」に改める。	東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部が置かれている

（公営住宅法の一部改正）

第二十二条　公営住宅法の一部を次のように改正する。

第八条第六項を削り、同条第七項中「帰還環境整備交付金」を「帰還・移住等環境整備交付金」に改め、同項を同条第六項とする。

第十一条第一項中「若しくは第七項」を削る。

第十七条第三項中「東日本大震災に係る同項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて東日本大震災により滅失したものに平成二十三年三月十一日において居住していた者に賃貸するため復興交付金を充て、」を削り、「帰還環境整備交付金」を「帰還・移住等環境整備交付金」に改め、同条第四項中「東日本大震災」の下に「（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）」を加え、「平成二十三年三月十一日」を「同日」に、「復興交付金、帰還環境整備交付金」を「帰還・移住等環境整備交付金」に改める。

（公営住宅法の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条　施行日前に公営住宅の建設又は買取りに要する費用に充てられた復興交付金又は帰還環境整備交付金については、公営住宅法第八条第一項の規定による国の補助とみなして、同法の規定を適用する。

２　施行日前に東日本大震災に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二十二条第一項に規定する政令で定める地域にあった住宅であって東日本大震災により滅失したものに平成二十三年三月十一日において居住していた者に賃貸するため復興交付金を充て、又は特定帰還者に賃貸するため帰還環境整備交付金を充てて建設又は買取りをした公営住宅の家賃に係る国の補助の特例については、なお従前の例による。

３　この法律の施行後に事業主体が公営住宅法第十六条第一項本文の規定に基づき復興交付金交付借上げ公営住宅の家賃を定める場合において、附則第八条の規定による補助がされたとき、又は当該復興交付金交付借上げ公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額から入居者負担基準額を控除した額の全部若しくは一部に相当する額の同法第七条第五項第一号から第三号までに掲げる交付金が交付されたときは、当該補助又は交付金を同法第十七条第二項の規定による国の補助とみなして、同法の規定を適用する。

（登録免許税法の一部改正）

第二十四条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の三中「第六十一条第一項」を「第七条第一項」に、「産業復興再生計画」を「福島復興再生計画」に、「同条第九項」を「同条第十四項」に、「第六十二条第一項」を「第七条の二第一項」に改める。

別表第一第百二十五号、第百三十九号及び第百四十号中「第六十一条第九項」を「第七条第十四項」に、「産業復興再生計画」を「福島復興再生計画」に、「第六十二条第一項」を「第七条の二第一項」に改める。

（経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正）

第二十五条　経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律（昭和五十一年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項のうち特別会計に関する法律附則第十二条の三の次に一条を加える改正規定中「附則第十二条の三」を「附則第十二条の四」に改め、第十二条の四を第十二条の五とする。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第二十六条　独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項第五号ハを削る。

（内閣府設置法の一部改正）

第二十七条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第十四号の五中「、同法第七十七条第一項に規定する復興交付金事業計画に関すること、同法第七十八条第三項に規定する復興交付金の配分計画に関すること」を削り、「復興推進事業」を「復興推進事業及び」に改め、「及び同法第七十八条第一項に規定する復興交付金事業等」を削る。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第四十七号

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五　車の通行を妨害する目的で、走行中の車（重大な交通の危険が生じることとなる速度で走行中のものに限る。）の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転する行為